

千葉県告示第832号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を次のとおり更新したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和4年10月14日

千葉市長 神谷 俊一

【薬局】

名称	所在地	指定期間
みつわ台薬局	千葉県若葉区みつわ台2-38-9	令和4年11月1日から 令和10年10月31日まで
本郷薬局	千葉県花見川区幕張本郷2-36-21	令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで
ヒロ薬局 小仲台店	千葉県稲毛区小仲台2-10-14 シノハラビル101	令和5年3月1日から 令和11年2月28日まで